

「地域支え合い支援」助成要項

1 目的

地域の福祉課題の解決に取り組むボランティア団体・NPO法人などの民間の非営利団体・グループの活動を支援することで、地域の支え合い環境の向上を目的とした一般公募による助成を行う。

2 対象団体

市内で活動するボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動をする非営利団体・グループとする。

3 助成対象経費

令和4年9月1日から令和5年2月28日までに実施する事業で、次に掲げる経費を助成対象とする。

- (1) 事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報・啓発、資料作成、備品などにかかる経費
- (2) その他、助成審査委員会が特に必要と認める経費

※ただし、以下の経費は助成対象外とする。

- ① 団体運営にかかる経費（人件費「報酬・日当等」、交通費含む）
- ② 行政設置の建物に常設する設備備品、付帯設備の整備費用（冷暖房機・テレビ等）
- ③ 配布を目的とした物品（プレゼント・食品など）の購入経費

4 助成額

助成総額 100万円

- (1) 助成限度額・・・1団体あたり20万円
- (2) 助成率・・・申請事業費の90%を上限とする。（千円未満切捨て）

5 応募方法及び助成決定

応募期間 令和4年6月1日（水）～7月1日（金）※消印有効

- (1) 所定の申請書【公募様式第1号～第3号】に必要事項を記入し、必要な書類を添付して本会に提出する。助成を要望する事業にかかる収支予算の金額は概算ではなく、その金額の裏付けとなる積算資料、見積書等を添付すること。積算の根拠が明らかでない場合は助成対象から除く場合がある。
- (2) 糸魚川市共同募金委員会助成審査委員会において、申請内容を厳正に審査し、助成する団体、助成額を決定する。審査の結果、助成額が要望額より減額される場合がある。

- (3) 審査終了後、速やかに結果を通知する。
- (4) 助成決定より1か月以内に助成金を交付する。

6 事業実施・完了

- (1) 助成を受けて行う事業は、令和4年度内に実施・完了することとする。
(令和4年9月1日～令和5年2月28日まで)
- (2) 事業終了後1か月以内に実施内容や収支状況等について所定の様式【公募様式第4号～第5号】により報告を行う。

7 その他

- (1) 助成を受けて行う事業は、「赤い羽根共同募金」から助成を受けたことを周知することとする。

【周知の例】

- ①開催要項、実施要項などに記載
- ②ポスター、パンフレット、資料などに記載
- ③会報、機関紙などに記載 など

8 申請書送付先並びに問い合わせ先

〒941-0058

糸魚川市寺町4-3-1 ビーチホールまがたま内

糸魚川市共同募金委員会

TEL: 552-7700 / FAX: 553-1657